

議案 第 7 号

石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正について

1 提案理由

教育委員会事務局内の組織改正等に伴い、以下のとおり関係規定を整備する
必要があるため

2 改正する規定

(1) 教育委員会事務局内の組織改正

- ・石川県教育委員会事務局等組織規則

(2) 旅客取扱施設利用料等の取扱いの見直し

- ・石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程
- ・石川県公立学校職員旅費取扱規程

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条

4 改正案

3～11頁のとおり

5 施行年月日

(1) 定期人事異動日

(2) 平成30年4月1日

改 正 概 要

1 改正する規定及び改正内容

(1) 組織改正

- ・石川県教育委員会事務局等組織規則

教職員課分掌事務に「学校職員の業務改善の推進に関すること」を追加する。

(参考)

グループ制に関する運営規程(教育長訓令)中、教職員課に置くグループとして業務改善推進グループを追加

(2) 旅客取扱施設利用料等の取扱いの見直し

- ・石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程
- ・石川県公立学校職員旅費取扱規程

航空機を利用する際、空港に支払う旅客取扱施設利用料等を航空賃に含むものとする。

- ・旅客取扱施設利用料（国内線、国際線）

ロビー、フライト情報などの施設維持管理、手荷物カートやお客様案内などのサービスの提供に充てる料金

- ・旅客保安サービス料（国際線）

手荷物検査、ハイジャック検査、旅客ターミナルの保安維持などのサービスの提供に充てる料金

2 施行年月日

(1) 定期人事異動日

(2) 平成30年4月1日

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（案）

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表教職員課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 学校職員の業務改善の推進に関すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月 日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

○石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年教育委員会規則第五号）新旧対照表

改
正
案

第一条～第四条 略

第二節 分掌事務
(分課の分掌事務)

第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

現
行

第一条～第三条 略

第二節 分掌事務
(分課の分掌事務)

第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

保健体育課	文化財課	生涯学習課	学校指導課	教職員課	企画調整室	分課名
以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	以下略
略	略	略	略	10 9 8 7 6 石教学争訟に 関すること。 川教育職員の 免許に 公立学校教 職員健康管 理審査会に 関すること。	1 5 略	分 掌 事 務
略	略	略	略	9 8 7 6 石教学争訟に 関すること。 川教育職員の 免許に 公立学校教 職員健康管 理審査会に 関すること。	1 5 略	分 掌 事 務

保健体育課	文化財課	生涯学習課	学校指導課	教職員課	企画調整室	分課名
以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	以下略
略	略	略	略	9 8 7 6 石教学争訟に 関すること。 川教育職員の 免許に 公立学校教 職員健康管 理審査会に 関すること。	1 5 略	分 掌 事 務
略	略	略	略	9 8 7 6 石教学争訟に 関すること。 川教育職員の 免許に 公立学校教 職員健康管 理審査会に 関すること。	1 5 略	分 掌 事 務

石川県教育委員会訓令第 号

中一般
出先機関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月 日

石川県教育委員会

第11条を削り、第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げる、第4条の次に次の1条を加える。

（航空賃）

第5条 条例第17条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

2 条例第34条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和四十一年石川県教育委員会訓令第三号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(航空費)	
第5条 条例第17条第1項に規定する航空費には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。	
2 条例第34条第1項に規定する航空費には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。	
(車賃)	
第6条 車賃	第5条 車賃
(日額旅費)	(日額旅費)
第7条 旅費	第6条 旅費
第8条 旅費	第7条 旅費
(支給制限)	(支給制限)
第9条 制限	第8条 制限
(調整)	(調整)
第10条 調整	第9条 調整

第 11 条 略

第 10 条 略

第 11 条 條例第 40 条第 3 項の規定により、外国旅行する際、旅行者に旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 16 条第 3 項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができます。外国の空港におけるこれに類する料金を支払う場合についても、同様とする。

石川県教育委員会告示第 号

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月 日

石川県教育委員会

第11条を削り、第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。第4条の次に次の1条を加える。

（航空賃）

第5条 条例第17条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

2 条例第34条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の石川県公立学校職員旅費取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和三十七年石川県教育委員会告示第十一号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(航空賃)	
第5条 条例第17条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。	
2 条例第34条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。	
(車賃)	
第6条 略	第5条 略
(日額旅費)	(日額旅費)
第7条 略	第6条 略
(支給制限)	第7条 略
第8条 略	第8条 略
(調整)	第9条 略
第10条 略	第9条 略

第 11 条 様

第 10 条 様

第 11 条 様例第 40 条第 3 項の規定により、外国旅行する際、旅行者に旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 16 条第 3 項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができる。外國の空港におけるこれに類する料金を支払う場合についても、同様とする。